

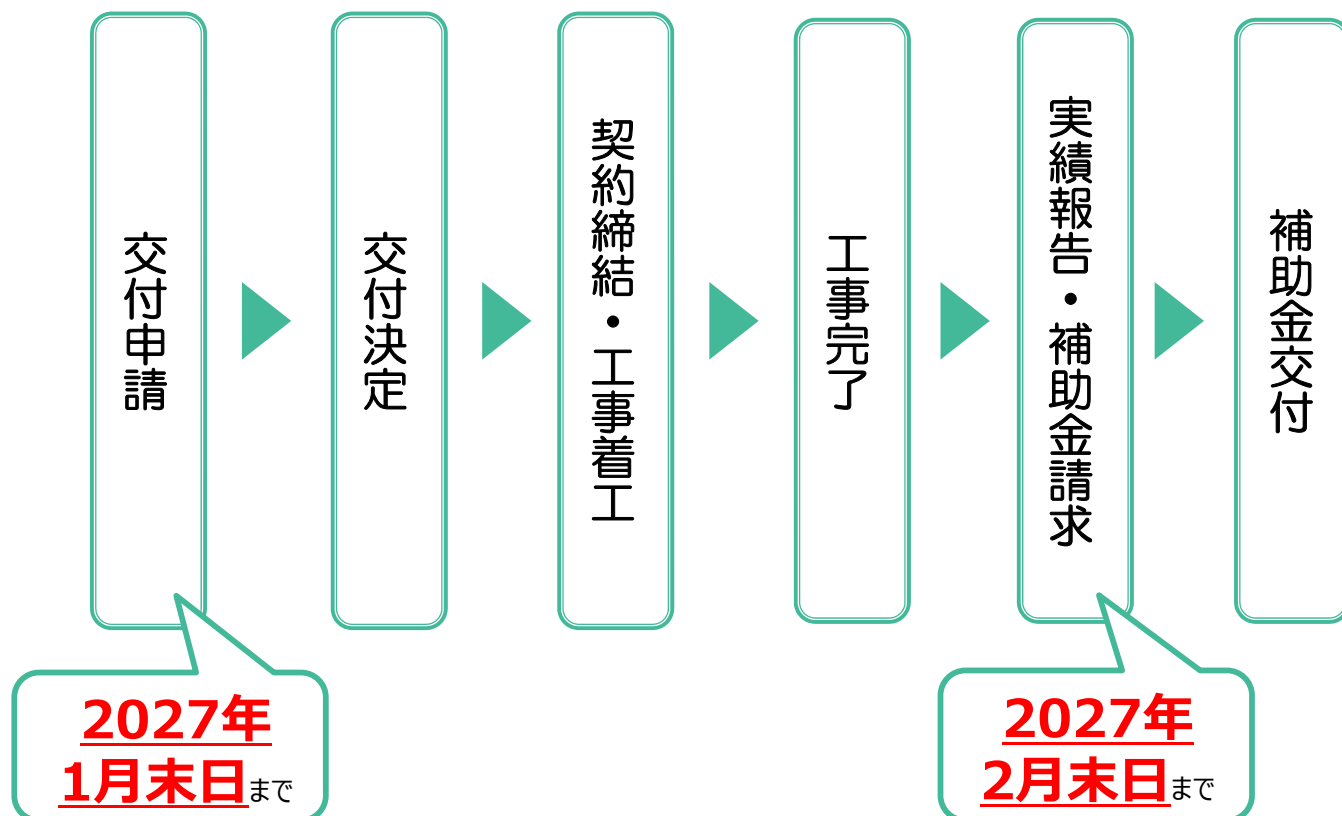
市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金

交付申請の手引き

■対象設備

断熱改修	太陽光発電・蓄電池	高効率給湯器・空調機
		

■全体の流れ



目次

1. 申請前にご確認ください	・・・ 1
2. 対象地域	・・・ 2
3. 補助対象設備	・・・ 3
• 窓・玄関ドア	
• 太陽光発電設備・蓄電池	・・・ 4
• 高効率給湯器	・・・ 5
• 高効率空調機	・・・ 9
4. 高効率機器等における再エネ切替について	・・・ 11
5. 補助金の額等について	・・・ 12
6. 申請フロー	・・・ 13
7. 補助対象チェックフロー	・・・ 14

申請前にご確認ください

対象事業（工事）の要件

- ☐ P.2の対象地域内の住宅において施工すること
- ☐ 国要領(※1)・市要綱(※2)の交付要件を満たすこと（詳細は各ページ参照）
- ☐ 国から同様の補助金の助成を受けていないこと
- ☐ すでに契約済み・施工中・施工済みではないこと **※事前申請制**
（なお、市では施工業者の指定や紹介は行っていません。）

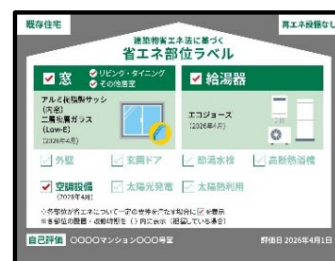
対象者の要件

- ☐ 補助対象設備を導入しようとする住宅の所有者であること **※賃貸住宅の入居者は不可**
（区分所有の集合住宅にあっては、その区分所有者）
※リース契約により導入しようとする場合は、市にお問合せください。
- ☐ 本事業に係る経費（本体代金含む）を全額負担すること
※経費とは、工事費（例：本体費、人件費、取付・撤去費等）・設備費（設備の運搬費等）・業務費（工事に付随するサービス費用等）・事務費です。
- ☐ 本市に納付すべき市税を滞納していないこと

補助金申請に当たって

- ☐ 補助金の交付は、同一の住宅において設備の種類ごとに1回限りです。
（例：居間の高効率空調機の補助金交付を受けた後、寝室の空調機の申請は不可）
※一度の申請で同時に施工するのは可
- ☐ 【戸建住宅】設備の種類ごとに1回
【集合住宅】既存住宅断熱改修に係る窓・玄関ドア、高効率空調機及び高効率給湯器は1戸につき1回

- ☐ 「高効率空調機」または「高効率給湯器」を導入する場合
↓ A と、B または C の2点が必須となります。
- A. 現在の住宅又は設備導入後の住宅が、「省エネ部位ラベル」又は「省エネ性能ラベル」を取得できる性能を有していること（P10参照）
（本事業の実施により、「省エネ部位ラベル」は取得可）
- +
- B. 再エネ電力プランを利用すること（P11参照）
（※再エネ100%電力メニューをお選びください）
- C. 想定年間消費電力量を賄う再生可能エネルギー発電設備と接続すること
（例：自宅の太陽光パネルから全ての電力がまかなえる）



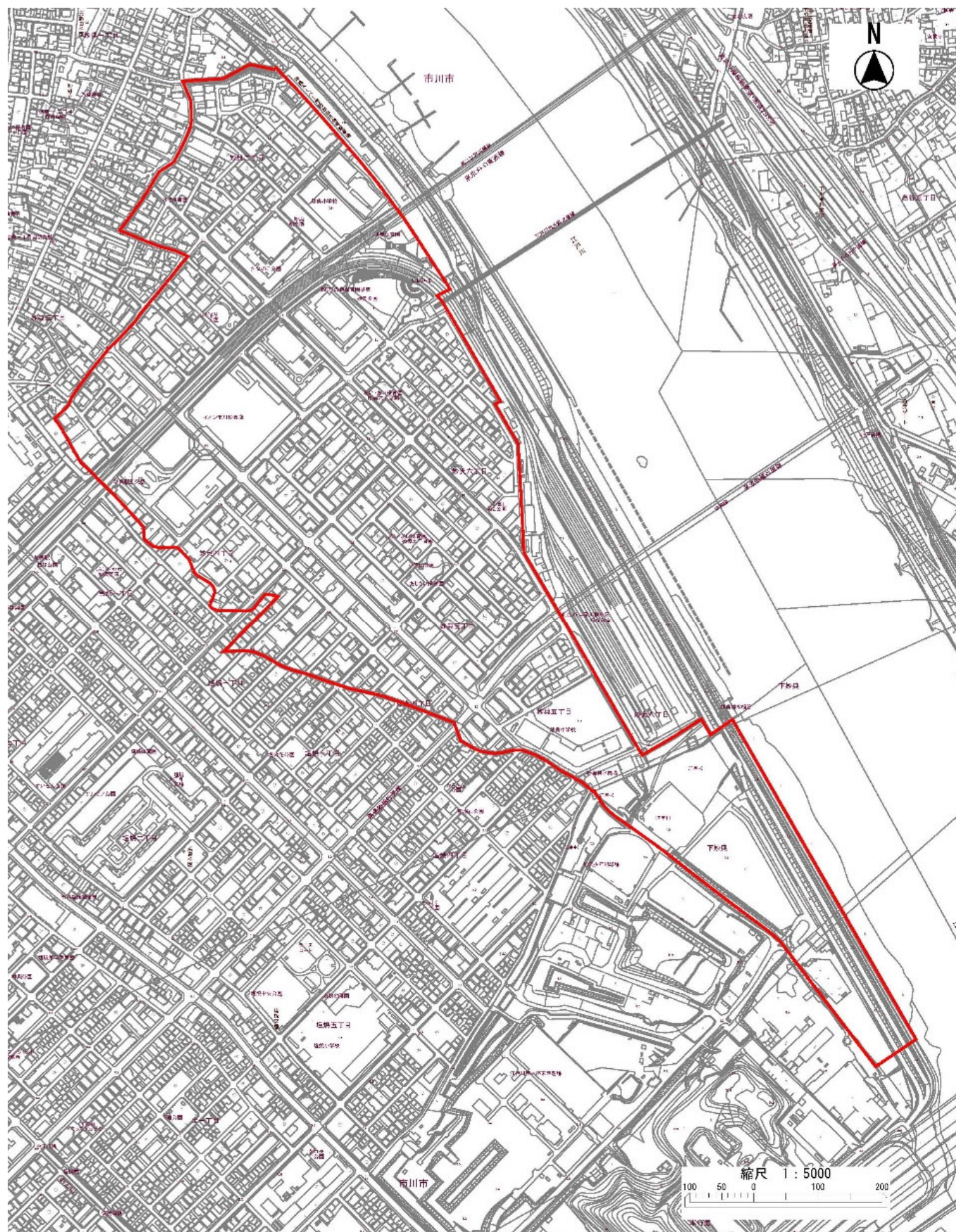
参考：省エネ部位ラベル

※1 国要領…地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（R4.3.30環政計発第2203303号）
 ※2 市要綱…市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱

対象地域

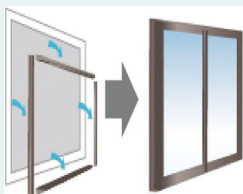
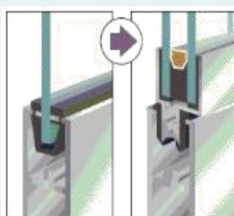
妙典土地区画整理事業・下妙典エリア（赤枠内）

妙典 2 丁目の一部、3 丁目の一部、4 丁目の一部、5 丁目、6 丁目の一部、
塩焼 1 丁目の一部



補助対象設備(窓・玄関ドア)

設備	要件概要
既存住宅 断熱改修 (窓・玄関ドア) 	【施工について】 ○窓は、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分) 全てに設置・施工すること ※補助の対象は原則、外皮部分のみです。 【省エネ性能ラベルまたは省エネ部位ラベル】 ○導入する窓・玄関ドアが「省エネ部位ラベル」又は「省エネ性能ラベル」を取得できる設備であること(※以下図参照) ① 賃貸の場合 …実績報告時に、<u>上記いずれかのラベルの写しの提出が必要</u>です。(省エネ部位ラベルについては、一般社団法人住宅性能・表示協会が提供する省エネ部位ラベル作成プログラムからご自身で作成してください。 https://shoenebuilabel.hyoukakyoukai.or.jp/) ② 戸建て、分譲住宅の場合 …導入する住戸について、各ラベルの要件を満たす性能を備えている場合は、ラベルの写しの提出は不要です。 【その他】 ○戸建住宅・集合住宅(個別)については、事業実施主体者が 常時居住する住宅であること又は所有している住宅であること ○集合住宅(全体)については、原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること (ほか詳細は、国要領別紙1の2.ウ(ス)をご参照ください)

	内窓設置	外窓交換	ガラス交換	玄関ドア交換
改修方法とイメージ	既存サッシの内側に樹脂製の内窓を設置 	古いサッシの枠に重ねて新たなサッシを取り付け等 	既存のガラスを取り外し既存サッシを利用して複層ガラス等に交換 	既存ドアを取り外し 新たなドアへ交換する等 

補助対象設備(太陽光発電設備・蓄電池)

設備	要件概要
太陽光 発電設備 	【設備について】 ○各種法令等に遵守した設備であること ○整備する設備は、商用化されており、かつ導入実績があるものであること（※中古設備は、交付対象外） 【電力の自家消費】 ○本設備で生まれた電力は、すべて自家消費すること ○固定価格買取制度(FIT)又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと（余剰電力を第三者に売電しない） ○集合住宅において、共有部のみの電力供給は補助対象外 【二酸化炭素排出量の削減について】 ○設備の導入により二酸化炭素の排出量が削減されること →年間想定自家消費電力量が分かる資料と共に、想定発電量の確認書類として、市指定の「太陽光発電設備 想定発電量算出シート」を提出してください(市Webページに掲載有) （ほか詳細は、国要領別紙1の2.ア(ア)をご参照ください）
設備	要件概要
蓄電池 	【設備について】 ○再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提としていること ○停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと ○蓄電池部(初期実効容量1.0kWh 以上)とパワコン等の電力変換装置等から構成されるシステムで、蓄電システム本体機器を含む全体を一つのパッケージとして取り扱うもの ○蓄電池部安全基準が、JIS C 8715-2又はIEC62619の規格を満足すること ○蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）が、JIS C 4412の規格を満足すること ○保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること （ほか詳細は、国要領別紙1の2.イ(エ)をご参照ください）

補助対象設備(高効率給湯器①)

設備	要件概要
高効率給湯器 	【設備について】 ○現在設置済みの給湯器よりも省CO2効果が得られるもの ※P6参照 【再エネ切替（①か②いずれか）※P11参照】 ①再エネ電力プランを利用すること （※再エネ100%電力メニューをお選びください） ②想定年間消費電力量を賄う再生可能エネルギー発電設備と接続できること 【省エネ性能ラベルまたは省エネ部位ラベル】 ○導入する高効率給湯器が「省エネ部位ラベル」又は「省エネ性能ラベル」を取得できる設備であること ① 賃貸の場合 …実績報告時に、<u>上記いずれかのラベルの写しの提出が必要</u> （省エネ部位ラベルについては、一般社団法人住宅性能・表示協会が提供する省エネ部位ラベル作成プログラムからご自身で作成してください。 https://shoenebuilabel.hyoukakyokai.or.jp/） ② 戸建て、分譲住宅の場合 …導入する住戸について、各ラベルの要件を満たす性能を備えている場合は、ラベルの写しの提出は不要です。 （ほか詳細は、国要領別紙1の2.ウ(テ)をご参照ください）

○高効率給湯器の例

	家庭用燃料電池 (エネファーム)	ヒートポンプ 給湯器 (エコキュート)	ハイブリッド 給湯器	エコジョーズ
商品概要	都市ガス・LPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて出た排熱を活用してお湯を沸かすもの	空気を圧縮し高温にすることで水を温めるもの	ヒートポンプ給湯器とガス給湯器を組み合わせ、タンクに蓄えるもの	給湯器がガスを燃焼させてお湯を沸かす際に出る排熱を再利用してお湯を温めるもの

※一般ガス給湯器についても、現在設置している給湯器よりも省CO2効果が得られることを確認できれば、交付要件を満たす場合があります。（P6参照）

補助対象設備(高効率給湯器②)

高効率給湯器の省CO2効果の確認（新旧機器の性能比較）

○現在設置している給湯器から、どのような給湯器を導入しようとするかにより、要件が変わります。以下の項目からご確認ください。

- A. 一般ガス給湯器から高効率給湯器 への買い替え
- B. 一般ガス給湯器同士 または エコジョーズ同士の買い替え
- C. エコキュート同士の買い替え
- D. エネファーム同士・ハイブリッド同士 または 既存の給湯器と異なる機種 への買い替え

A. 一般ガス給湯器から高効率給湯器 への買い替えの場合

▶ 要件：なし（すべて補助対象です。）

B. 一般ガス給湯器同士 または エコジョーズ同士の場合

- ▶ 要件：①カタログ上の「モード熱効率」または「エネルギー消費効率」の数値が改善（数値が上昇）されていること
 ②①の数値に変化がない場合は、カタログや取扱説明書などに記載されている「ガス消費量【例：給湯・暖房(高温・低温)・同時使用】」の数値が低減しており、悪化しているものがないこと。

* 例 1：旧 給湯44.0、暖房(高温13.0 低温8.0)、同時使用13.0
 →新 給湯43.9、暖房(高温13.0 低温8.0)、同時使用13.0

➡ 給湯が0.1低減 = 可

* 例 2：旧 給湯44.0、暖房(高温13.0 低温8.0)、同時使用13.0
 →新 給湯43.9、暖房(高温13.0 低温8.1)、同時使用13.0

➡ 給湯が0.1低減しているが、暖房低温が0.1上昇 = 不可

【カタログ・取扱説明書 例】

基本型式	省エネ基準達成率	エネルギー消費効率	モード熱効率	ガス消費量
ICKW-CAR-A	112%	93.0%	91.0%	40.0kW
ICKW-CAR-B	112%	93.0%	91.0%	45.0kW

ガス消費量 (kW)		
給湯	暖房	同時使用
42.0	高温 15.0 / 低温 10.0	13.0

C. エコキュート同士の場合

- ▶ 要件：①カタログ上の「JIS効率（年間給湯保温効率）の数値が改善（上昇）されていること
 ②①の数値に変化がない場合は、「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」（P7参照）で、既設・新設給湯器それぞれのエネルギー消費量を計算した結果を用いること

【カタログ例】

電源定格	単相200V
最大電流	17A
年間給湯保温効率(JIS)	3.7
沸き上げ温度範囲	約65℃～約90℃

補助対象設備(高効率給湯器③)

D. エネファーム同士・ハイブリッド同士 または 既存の給湯器と異なる機種 (例: エコジョーズ⇒ハイブリット) への買い替え

- ▶ 要件: 「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」(以下図参照)により、既設・新設給湯器それぞれのエネルギー消費量を計算した結果を用いること。
(10ページ⑨の一次エネルギー消費量の数値が既存の設備に比べて減少していること)

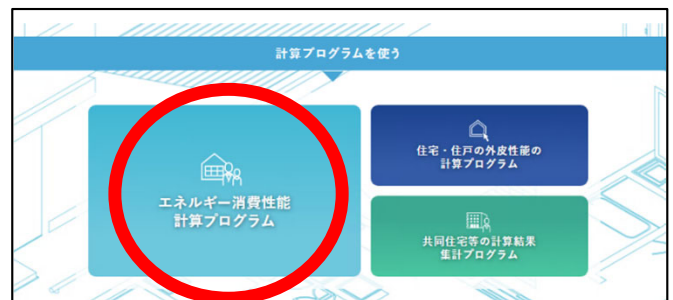
○ 住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム ○ (<https://house.lowenergy.jp/>)

建物や設備機器について、条件を選択・入力すると、住宅のエネルギー消費性能や外皮性能が評価できるプログラムです。計算結果は、公的な届出や補助金の申請に利用できます。

- ① 上記サイトにアクセスし、
「**現行版はじめる**」(右の画像の丸部分)
ボタンを選択



- ② 画面が遷移したら、「**エネルギー消費性能計算プログラム**」(右の画像の丸部分)
ボタンを選択



- ③ **基本情報欄**の
「**給湯器**」の
タブを選択



- ④ **給湯設備・浴室等の有無欄**の
「**給湯設備がある**」
を選択



補助対象設備(高効率給湯器④)

⑤熱源機の種類欄

は、給湯器ごとに
対象の項目を選択

A.一般ガス（以下のいずれか）

- ・ガス従来型給湯機
- ・ガス従来型給湯温水暖房機

B.エコジョーズ（以下のいずれか）

- ・ガス潜熱回収型給湯機
- ・ガス潜熱回収型給湯温水暖房機

C.エコキュート

- ・電気ヒートポンプ給湯機

D.ハイブリッド

- ・電気ヒートポンプ・ガス開閉式併用型給湯機

E.エネファーム

- ・コージェネレーション

給湯 2 ①で「給湯設備がある」を選択した場合、熱源機の種類を入力して下さい。

熱源機の種類 ?

給湯専用型

☒ ガス従来型給湯機 A

☐ ガス潜熱回収型給湯機 B

☐ 石油従来型給湯機

☐ 石油潜熱回収型給湯機

☐ 電気ヒーター給湯機

☒ 電気ヒートポンプ給湯機 (CO2冷媒またはR32冷媒) (太陽熱利用設備を使用しないもの) C

☐ 電気ヒートポンプ・ガス開閉式併用型給湯機 D

給湯・温水暖房併用型

☒ ガス従来型給湯温水暖房機 A

☐ ガス潜熱回収型給湯温水暖房機 B

☐ 石油従来型給湯温水暖房機

☐ 石油潜熱回収型給湯温水暖房機

☐ 電気ヒーター給湯温水暖房機

☐ 電気ヒートポンプ・ガス開閉式併用型給湯温水暖房機 (暖房部: 電気ヒートポンプ・ガス | 給湯部: ガス | 貯湯タンク: あり)

☐ 電気ヒートポンプ・ガス開閉式併用型給湯温水暖房機 (暖房部: 電気ヒートポンプ・ガス | 給湯部: ガス | 貯湯タンク: なし)

☐ 電気ヒートポンプ・ガス開閉式併用型給湯温水暖房機 (暖房部: 電気ヒートポンプ・ガス | 給湯部: 電気ヒートポンプ・ガス)

☐ 電気ヒートポンプ・ガス開閉式併用型給湯温水暖房機 (暖房部: ガス | 給湯部: 電気ヒートポンプ・ガス)

☒ コージェネレーション E

☐ その他の給湯設備機器

⑥効率の入力欄は、

新旧機器で比較をする
項目（エネルギー消費効率
またはモード熱効率）を
選択し、下欄に数値を入力

給湯 3 ②で「給湯専用型: ガス従来型給湯機」を選択した場合、熱源機の評価方法を入力して下さい。

効率の入力 ?

☐ 入力しない (規定値を用いる)

☒ 効率 (エネルギー消費効率) を入力

☐ 効率 (モード熱効率) を入力

エネルギー消費効率

94 (小数点以下1桁)

例はエネルギー消費効率
で比較する場合

⑦ふろ機能の種類欄は、

追焚の有無を選択

給湯 4 ①で「給湯設備がある」を選択した場合、ふろ機能の種類を入力して下さい。

ふろ機能の種類 ?

☐ 給湯単機能

☐ ふろ給湯機 (追焚なし)

☒ ふろ給湯機 (追焚あり)

⑧配管方式・台所水栓・

洗面水栓は、全て評価
しないを選択したら、
Webサイト上段右上に
ある計算ボタンをクリック
する。



給湯 5 配管方式の評価方法を入力して下さい。

配管方式 ?

☒ 評価しない、または先分枝方式

☐ ヘッダー方式

6 ①で「給湯設備がある」を選択した場合、水栓の評価方法を入力して下さい。

台所水栓 ?

☒ 評価しない、または2バルブ水栓

☐ 2バルブ水栓以外のその他の水栓

洗面水栓 ?

☒ 評価しない、または2バルブ水栓

☐ 2バルブ水栓以外のその他の水栓

⑨出てきた結果のうち、
給湯設備の設計一次
の数値 (MJ) が
比較対象の数字と
なります。

一次エネルギー消費量 (現在設置の給湯器)			一次エネルギー消費量 (新しく導入予定の給湯器)		
内訳項目	設計一次	基準一次	内訳項目	設計一次	基準一次
暖房設備	13,935 MJ	13,383 MJ	暖房設備	13,935 MJ	13,383 MJ
冷房設備	6,036 MJ	5,634 MJ	冷房設備	6,036 MJ	5,634 MJ
換気設備	5,939 MJ	4,542 MJ	換気設備	5,939 MJ	4,542 MJ
給湯設備	26,116 MJ	25,091 MJ	給湯設備	22,707 MJ	25,091 MJ
照明設備	5,212 MJ	10,763 MJ	照明設備	5,212 MJ	10,763 MJ
その他の設備	21,241 MJ	21,241 MJ	その他の設備	21,241 MJ	21,241 MJ

低減

補助対象設備(高効率空調機①)

設備	要件概要
高効率 空調機 	【設備について】 ○現在設置済みの空調機よりも省CO2効果が得られるもの ※P10参照 【再エネ切替（①か②いずれか）※P11参照】 ①再エネ電力プランを利用すること (※再エネ100%電力メニューをお選びください) ②想定年間消費電力量を賄う再生可能エネルギー発電設備 (例：太陽光発電設備)と接続できること 【省エネ性能ラベルまたは省エネ部位ラベル】 ○導入する住宅が「省エネ部位ラベル」又は「省エネ性能ラベル」を取得できること ① 賃貸の場合 …実績報告時に、<u>上記いずれかのラベルの写しの提出が必要</u>です。(省エネ部位ラベルについては、一般社団法人住宅性能・表示協会が提供する省エネ部位ラベル作成プログラムからご自身で作成してください。 https://shoenebuilabel.hyoukakyokai.or.jp/) ② 戸建て、分譲住宅の場合 …導入する住戸について、各ラベルの要件を満たす性能を備えている場合は、ラベルの写しの提出は不要です。 (ほか詳細は、国要領別紙 1 の2.ウ(テ)をご参照ください)

補助対象設備(高効率空調機②)

高効率空調機の省CO2効果の確認（新旧機器の性能比較）

○既存製品と比較し、**期間消費電力量が改善されていれば補助対象**とします。

【カタログ例】

冷暖房時おもに			14 畳用	<主な比較項目>	
期間消費電力量	目標年度 2027年度	省エネ基準 達成率	通年エネルギー 消費効率 (APF)	① 期間消費電力量(kWh) の数値が 減少 していること	
800kWh		120%	7.2		
畳数の目安		能力(kW)	消費電力(W)	② 期間消費電力量の記載が ない場合 消費電力(W) の数値が <u>冷房・暖房共に減少</u> して いること	
冷房	8~14畳 (13~23㎡)	3.2	750 (105~1,200)		
暖房	8~12畳 (13~19㎡)	4.2	800 (105~2,500)		

「省エネ部位ラベル」について（高効率空調機を導入する場合の注意）

○省エネ部位ラベルの取得には、要件を満たす「窓」（P3参照）または「高効率給湯器」（P5参照）のいずれかの設置が必要です。
もし、現在の住宅に両方とも未設置の場合は、高効率空調機の導入とあわせて、どちらか一方の設置も必ず行ってください。

【省エネ部位ラベルの例】

既存住宅

再エネ設備あり

建築物省エネ法に基づく
省エネ部位ラベル

1

窓

リビング・ダイニング
その他居室

アルミ樹脂製サッシ
二層複層ガラス
(Low-E)
(2024年3月)

2

空調設備

(2024年3月)

給湯器

ハイブリッド給湯器
(2024年3月)

外壁

(2024年3月)

玄関ドア

(2024年3月)

節湯水栓

(2024年3月)

高断熱浴槽

(2024年3月)

太陽光発電

(2024年3月)

太陽熱利用

(2024年3月)

※各部位が省エネについて一定の要件を満たす場合に ☒ を表示
※各部位の設置・改修時期を () 内に表示 (把握している場合)

自己評価 ○○○○○マンション○○○号室

評価日2024年11月1日

このラベルは○○○○の講習を受けた者が現況確認を行って発行しています。

省エネ改修箇所を表示

① 窓、給湯器(必須項目)

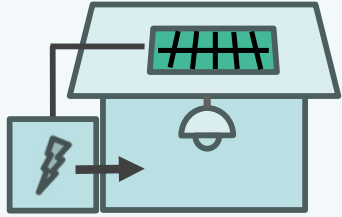
窓、給湯器のいずれか一つ以上が要件

② 玄関ドア、空調、太陽光等

各部位が一定要件を満たす場合に
表示可能

※空調設備は②に該当するため、
ラベル取得には①のいずれかが必要。

高効率機器等における再エネ切替について

対象物件状況	要件
太陽光発電システム 設置あり	○太陽光パネル等で発電した再エネ電気を 自家消費 できていることを証明できること 
太陽光発電システム 設置なし または 太陽光発電システム 設備容量不足	○再エネ電力プラン（再エネ100%電力メニュー）を契約すること ※再エネ電力とは、太陽光・風力といった自然の力でCO2を排出せずに、いつまでも再生が可能なエネルギーにより発電された電力のことです。各電力会社にプランがありますので、詳細は各社にお問合せください。 （市Webサイトにも参考ページがございます。） https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/65146.html 【戸建または分譲住宅の場合】 ○契約は実績報告時までに締結していただく必要があります。申請時に手続きできない場合は、誓約書をご提出ください。（市Webサイトに掲載のひな型をご参照ください。） 【賃貸集合住宅の場合】 ○賃貸集合住宅において、契約上の理由等から、速やかに再エネ電力プランへ切り替えられない場合は、当該プランの供給が可能な電力会社を賃貸借契約の特約等で定める必要があります。申請時には誓約書と共に、この特約等が記載されている賃貸借契約書のひな形をあわせてご提出ください。

補助金の額等について

補助対象経費 × 2/3

(1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額)

補助金の交付は、同一の住宅において設備の種類ごとに1回限り

(集合住宅の窓・玄関ドア、高効率空調機、高効率給湯器は、1戸につき1回)

設備	要件
既存住宅断熱改修 (窓・玄関ドア)	戸建住宅 上限120万円/戸 補助 (このうち玄関ドアは上限5万円)
	集合住宅 上限15万円/戸 補助 (玄関ドアを改修する場合は上限20万円)
太陽光発電 (余剰電力を売電しないもの)	上限28万円/kW 補助
蓄電池	上限16万円/kWh 補助
高効率給湯器 ※以下2点が必要です。 ①省エネ性能が高いものへの更新 ②再生可能エネルギー発電設備との接続、又は、再エネ電力メニューからの電気調達	エネファーム 上限100万円/台 補助
	エコキュート 上限40万円/台 補助
	ハイブリッド 上限42万円/台 補助
	エコジョーズ その他 上限22万円/台 補助
高効率空調機 ※以下2点が必要です。 ①省エネ性能が高いものへの更新 ②再生可能エネルギー発電設備との接続、又は、再エネ電力メニューからの電気調達 ③省エネ部位ラベルの取得	上限17万円/台 補助

申請フロー

※**手順を業者等に委任する場合は、申請者による委任状が必要です。**

申請

＜必要な資料＞

- ① 申請書(様式1)★
- ② 事業概要書(様式2)★
- ③ 市税等納付状況確認同意書(様式3)★
- ④ 見積書の写し
- ⑤ 申請者の本人確認書類の写し
- ⑥ 建物の登記事項証明書の写し
- ⑦ 仕様書、カタログ等
- ⑧ 平面図、配置図(設備の設置場所が分かるもの)
- ⑨ 住戸内訳表★

Web申請の場合
①・②の
提出は不要

※⑤(住民票等)・⑥は申請日から3カ月以内のもの

★印が付いたものは、[市Webページ](#)に指定ひな形があります



(太陽光発電設備・蓄電池の場合)

- ☐ 設備の導入予定箇所の写真
- ☐ システム系統図、単線結線図
- ☐ 工事予定箇所のわかる図面
- ☐ 年間の想定自家消費電力量のわかる資料
- ☐ 太陽光発電設備想定発電量算出シート★

(空調機・給湯器の場合)

- ☐ **既存の**空調機、給湯器の型番が分かる仕様書、カタログ等
- ☐ 再エネ電力との接続が分かる資料または誓約書★

2027年1月末日まで

交付決定

- ・不備等がない場合、「交付決定通知」を市から送付します
- ※申請後、交付決定まで**4週間程**かかります(必要書類が揃っている場合)

交付決定通知を確認後、施工業者と契約を交わし工事を開始してください

契約・工事実施

＜工事の実施について＞

- ・**工事前**と**工事後**の写真、必ず**両方**とも撮影してください。
- ・工事前後の写真は、①撮影日・②工事箇所・③対象機器・④品番が確認でき、配置図と整合がとれること(複数枚可)。
- ・工事を変更・中止する場合は、変更・中止申請書をご提出ください。

【提出期限】事業完了後30日もしくは2027年2月末日のいずれか早い日

実績報告

＜必要な書類＞

- ☐ 補助金実績報告書(様式9)★
- ☐ 契約書等の写し
- ☐ 領収書等の写し
- ☐ 納品書又は保証書等の写し
- ☐ 導入した全ての補助対象機器の写真(納品書に記載された設備と同一であり、その設置状況と型番等が確認できるもの)

Web報告の場合
実績報告書の
提出は不要



＜窓(玄関ドア)・空調機・給湯器を導入した場合の追加資料＞

- ☐ **導入前の各設備の写真**
- ☐ 省エネ部位ラベル等(賃貸に限る)

＜申請時に再エネ電力に係る誓約書を提出した場合の追加資料＞

- ☐ 再エネ電力との接続が分かる資料

＜空調機・一般ガス給湯器を導入した場合の追加資料＞

- ☐ 省エネ部位ラベルが取得できると判断できる設備の写真(窓・給湯器)

★印が付いたものは、[市Webページ](#)に指定ひな形があります

- ・必要に応じて現場確認を行う場合があります。
- ・窓断熱改修を実施した方は、市からのアンケートへのご協力をお願いします。

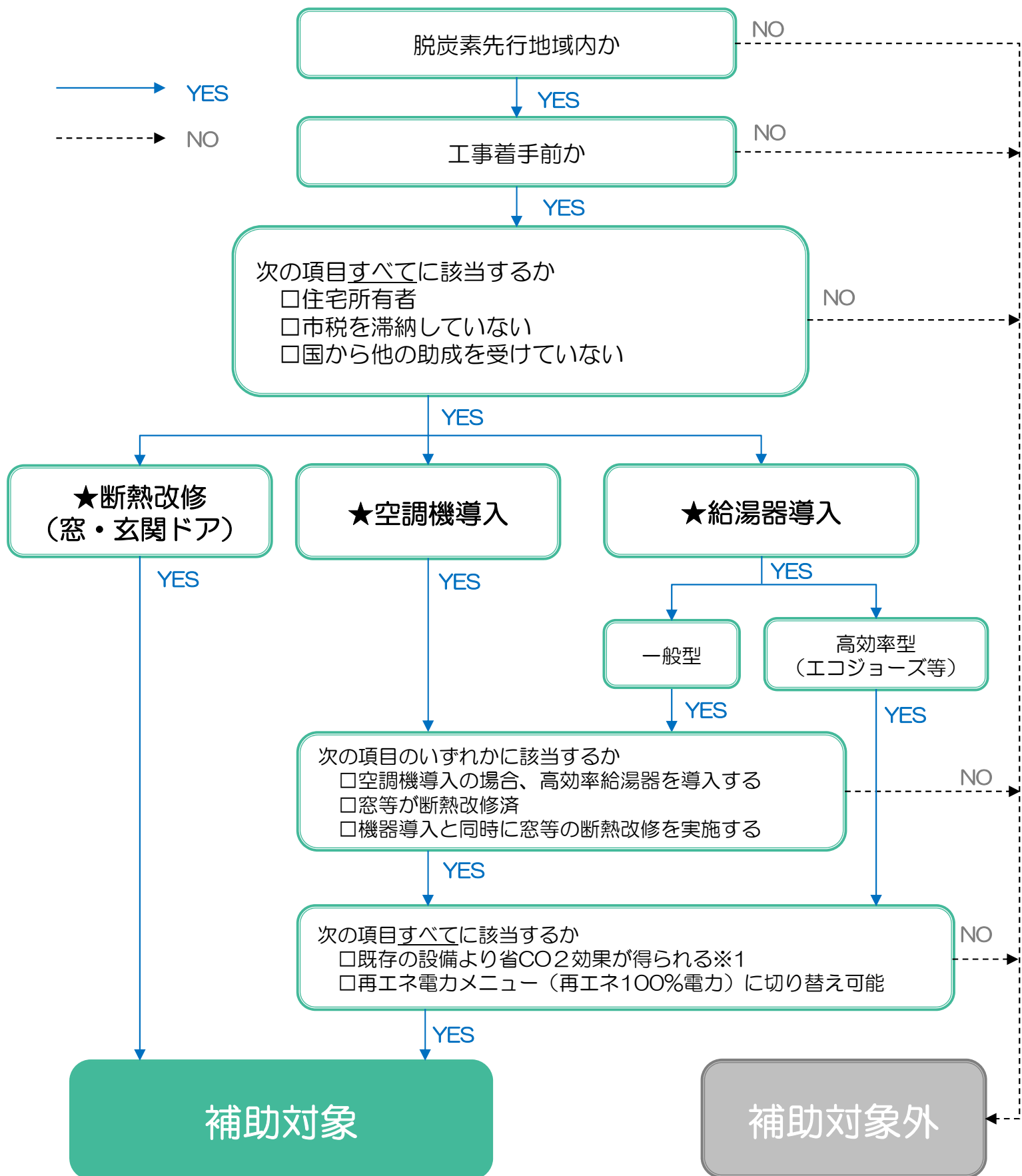
2027年2月末日まで

補助金交付

●補助金の振込時期の目安

- ・ご指定いただいた口座への**振込完了まで約1ヶ月**かかります。

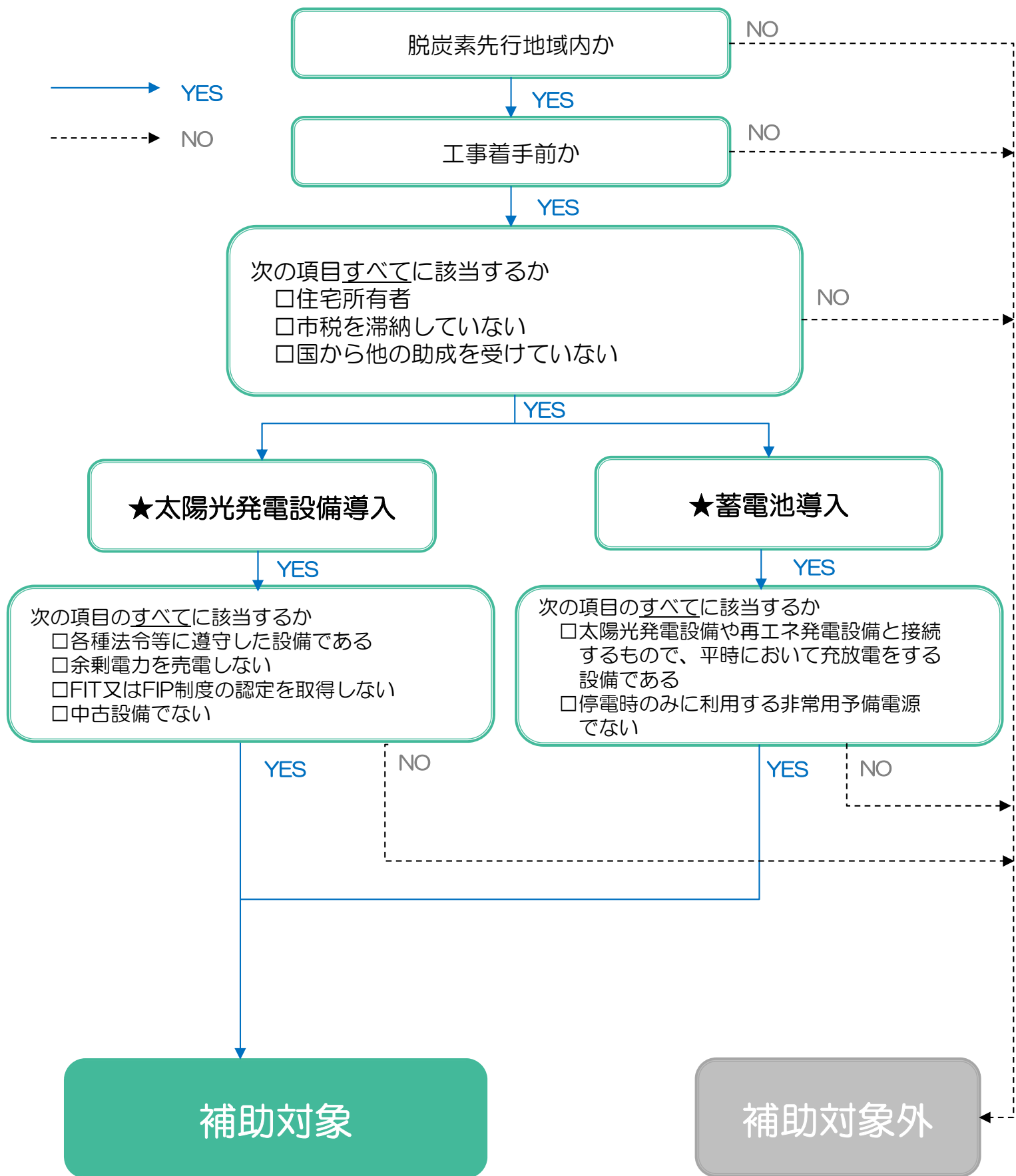
補助対象チェックフロー(断熱改修、空調機、給湯器)



※戸建て、分譲マンションの場合、
省エネラベル同等の性能
※賃貸住宅の場合、省エネラベル取得

※1 不明な場合は市にお問い合わせください

補助対象チェックフロー(太陽光発電・蓄電池)



※ 不明な場合は市にお問い合わせください